

障 第 228 号  
令和 7 年 7 月 14 日

各指定生活介護事業所 御中

松江市健康福祉部障がい者福祉課長

指定生活介護の基本報酬の算定に係る標準的な時間の取り扱いについて（通知）

平素より本市の障がい福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このことについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（最終改正通知令和 7 年 3 月 31 日））において、個別支援計画に標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定することとされており、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこととされています。

このやむを得ない事情の取り扱いについて、厚生労働省に確認した結果、下記のとりの取り扱いとします。

記

- 利用者の定期的な通院・リハビリにより、利用時間が個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合について、定期的な通院・リハビリによって所要時間が標準的な時間を下回る場合であってもやむを得ない事情に含まれるものとして、個別支援計画に定める標準的な時間で請求して構いません。

（例として、定期通院により、利用時間が 4 時間となった場合、個別支援計画に 7 時間を標準的な利用時間として定めているならば、個別支援計画に定める時間で基本報酬を算定できる。）

松江市健康福祉部 障がい者福祉課事業所管理係 TEL:0852-55-5946 FAX:0852-55-5309
---